

第1章 子どもを産み育てやすい環境づくり

第1節 少子社会の現状

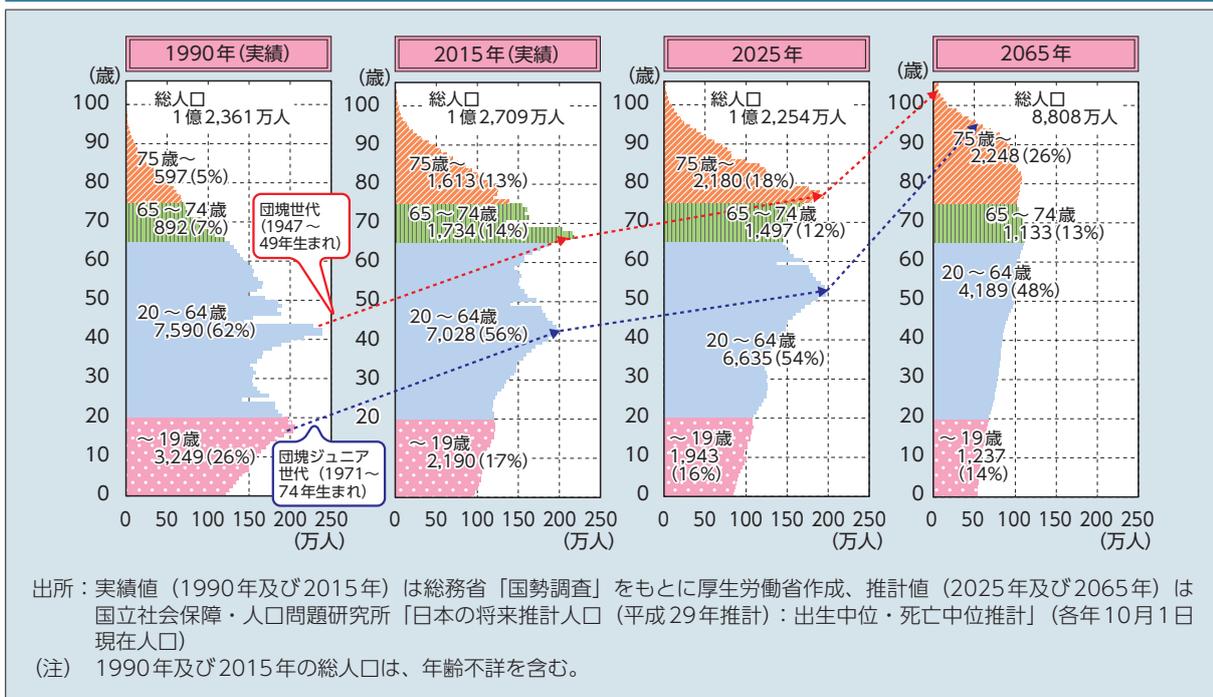
我が国の合計特殊出生率は、2005（平成17）年に1.26となり、その後、横ばいもしくは微増傾向となっているが、2016（平成28）年も1.44と依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続している。

また、2017（平成29）年に発表された国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017年推計）」によると、現在の傾向が続けば、2065年には、我が国の人口は8,808万人、1年間に生まれる子どもの数は現在の半分程度の約55万人となり、高齢化率は約38%に達するという厳しい見通しが示されている（**図表1-1-1**）。

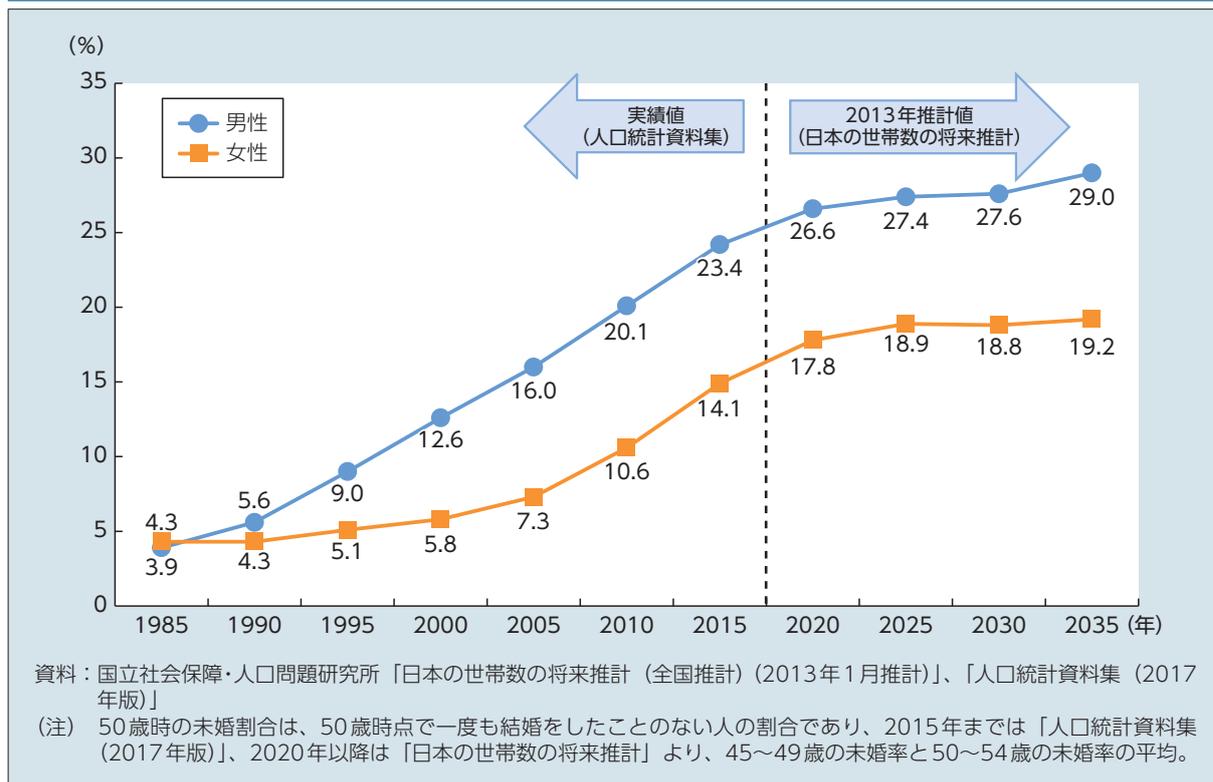
さらに、ライフスタイルが従来とは異なるものになってきている。例えば、2035年には50歳時の未婚割合が男性で約29%、女性では約19%になるものと見込まれている（**図表1-1-2**）ほか、共働き世帯と専業主婦世帯（男性雇用者と無業の妻からなる世帯）とを比べると、1997（平成9）年には既に前者の数が後者の数を上回っている状況にも配慮する必要がある（第1部第1章第2節**図表1-2-11**）。

こうした状況に加え、多くの国民が結婚したい、子どもを生み育てたい、結婚した後も子どもを育てながら働きたいと希望しているにもかかわらず、その希望がかなえられず、結果として少子化が進んでしまっているものと考えられることなどから、国民が希望する結婚や出産を実現できる環境を整備することが重要となる。

図表1-1-1 人口ピラミッドの変化（1990、2015、2025、2065）－平成29年中位推計－



図表 1-1-2 50歳時の未婚割合の推移



第2節 総合的な子育て支援の推進

1 子ども・子育て支援新制度

2012（平成24）年8月に成立した子ども・子育て関連三法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づく子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引上げによる財源の一部を得て実施されるものであり、2015（平成27）年4月から施行された。

新制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしている。具体的には、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実を図ることとしている（図表1-2-1）。実施主体は基礎自治体である市町村であり、地域の実情等に応じて幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付・事業を計画的に実施していくこととしている。

2015年4月の新制度の施行と併せ、内閣府に子ども・子育て本部が発足した。子ど

も・子育て本部は、内閣府特命担当大臣を本部長とし、行政各部の施策の統一を図る観点から少子化対策や子育て支援施策の企画立案・総合調整を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づく給付等や児童手当など子育て支援に係る財政支援の一元的な実施等を担うほか、認定こども園制度を文部科学省、厚生労働省と共管している。

図表 1-2-1 子ども・子育て支援の新制度について

I 基本的な考え方（ポイント）	
<p>■子ども・子育て関連3法の趣旨 ①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③関係整備法（平成24年8月10日に成立）</p> <p>○3党合意（※）を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進</p> <p>※「社会保障・税一体改革に関する確約書（社会保障部分）」（平成24年6月15日自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間合意）</p>	
<p>■基本的な方向性</p> <p>○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（〔施設型給付〕）及び小規模保育等への給付（〔地域型保育給付〕）の創設</p> <p>○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）</p> <p>・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ</p> <p>○地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点など）</p>	
<p>■幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み</p> <p>○基礎自治体（市町村）が実施主体</p> <p>・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施</p> <p>・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える</p> <p>○社会全体による費用負担</p> <p>・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源が必要）</p> <p>○政府の推進体制</p> <p>・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（子ども・子育て本部の設置など内閣府を中心とした一元的体制を整備）</p> <p>○子ども・子育て会議の設置</p> <p>・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（子ども・子育て会議）</p> <p>・市町村等の合議制機関の設置努力義務</p>	
<p>II 給付・事業</p> <p>○子ども・子育て支援給付</p> <p>・施設型給付 = 認定こども園、幼稚園、保育所</p> <p>・地域型保育給付 = 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育 等</p> <p>・児童手当</p> <p>○地域子ども・子育て支援事業</p> <p>・利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり等</p> <p>・延長保育、病児・病後児保育事業</p> <p>・放課後児童クラブ・妊婦健診 等</p>	
<p>III 認可制度の改善</p> <p>○大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入</p> <p>・社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める</p> <p>・その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする</p> <p>○小規模保育等の地域型保育についても、同様の枠組みとした上で、市町村認可事業とする</p>	

出典：内閣府資料

新制度では、消費税率10%への引上げにより社会保障の充実の財源に充てられる2.8兆円のうち、0.7兆円程度を子ども・子育て支援に充てることとされており、また、これを含め1兆円超程度の財源を確保し、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児教育・保育・地域の子育て支援の更なる充実を図ることとしている（図表1-2-2）。

2016（平成28）年度においては、消費税率10%への引上げが延期される中で子ども・子育て支援は、社会保障の充実において優先的に取り組む施策と位置付けられ、市町村の事業計画等を踏まえた「量的拡充」に対応するとともに、消費税率10%への引上げにより確保する0.7兆円程度の財源により実施する「質の向上」に係る事項を引き続き全て実施するために必要な予算が計上されたところである。2017（平成29）年度においても同様に、必要な予算が計上されている。

図表 1-2-2 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目（案）

○消費税の引き上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に1兆円超の範囲で実施する事項の案。

所要額	量的拡充	質の向上*
	0.4兆円程度	0.3兆円程度～0.6兆円超程度
主な内容	●認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育の量的拡充（待機児童解消加速化プランの推進等）	◎3歳児の職員配置を改善（20：1→15：1） △1歳児の職員配置を改善（6：1→5：1） △4・5歳児の職員配置を改善（30：1→25：1） ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善（3%～5%） ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応 など
	●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充（地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等）	○放課後児童クラブの充実 ○一時預かり事業の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	●社会的養護の量的拡充	◎児童養護施設等の職員配置基準の改善 ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設の職員給与等の改善 など

量的拡充・質の向上 合計 0.7兆円程度～1兆円超程度

※「質の向上」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項

2 全ての子育て家庭への支援

子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、全ての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させることとしている。このことから、①子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援をするとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う「利用者支援事業」や、②子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、子育て親子が気軽に集い、交流することができ、子育てに関する相談・援助を行う場の提供や、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習を行う「地域子育て支援拠点事業」、③家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う「一時預かり事業」、④乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う「ファミリー・サポート・センター事業」、⑤保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う「子育て短期支援事業」等を「地域子ども・子育て支援事業」として子ども・子育て支援法に位置付け、財政支援を強化して、その拡充を図ることとしている。

第3節 待機児童の解消などに向けた取組み

1 待機児童解消に向けた保育の充実と総合的な放課後児童対策の推進

厚生労働省では、喫緊の課題である待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」に基づき取組みを進めているところであり、2013（平成25）から2015（平成27）年度までの3か年で合計約31.4万人分の保育の受け皿拡大を達成し、2017（平成29）年度までの5か年の合計では、約48.3万人分の保育の受け皿拡大を見込んでいる。

2016（平成28）年度補正予算及び2017年度予算において、保育所等整備に必要な予算を確保するとともに、2016年度から実施している企業主導型保育事業により、約5万人分の保育の受け皿拡大を進めていくこととしている。また、預かり保育への補助の充実等により、幼稚園における待機児童の受入れを推進している。

保育の受け皿拡大と合わせて重要な課題である保育人材の確保については、処遇改善や新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組むこととしている。特に、民間の保育士等の処遇改善については、従来の取組みに加え、2017年度においては、全ての職員を対象とした2%（月額6千円程度）の改善に加えて、技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みを構築し、経験年数がおおむね7年以上の中堅職員に対して月額4万円、経験年数がおおむね3年以上の職員に対して月額5千円の処遇改善を行うこととしている。

また、共働き家庭など留守家庭における小学生の児童に対しては、学校の余裕教室等を活用し、放課後に適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする放課後児童クラブを実施している。2016年5月1日時点では、放課後児童クラブ数は全国で2万3,619か所、登録児童数は109万3,085人になっている一方で、利用できなかった児童（待機児童）数は1万7,203人となっている。2014（平成26）年7月31日には、文部科学省と厚生労働省が共同で、「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、「放課後子ども総合プラン」を策定した。

「放課後子ども総合プラン」では、国全体の目標として、2019（平成31）年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分の追加的な受け皿整備を行い、合計で約122万人分の受け皿を確保することで、利用できない児童の解消を目指すとともに、全小中学校区（約2万か所）で、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指している。

2016年度予算では、「放課後子ども総合プラン」の目標達成に向けて、放課後児童クラブを設置するために小学校の余裕教室や民家・アパート等の改修等を行う事業の補助基準額の増額や、放課後児童クラブをより広い場所に移転して実施する場合の補助事業の創設等を行うとともに、18時半を超えて開所する放課後児童クラブに対し、処遇改善や常勤職員の配置促進に必要な経費の補助を行う放課後児童支援員等処遇改善等事業などを実施し、放課後児童クラブの「量的拡充」と「質の向上」を図った。また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、約30万人分の追加的な受け皿整

備を2018（平成30）年度末に前倒して実現するための方策を検討するとされたことを踏まえ、待機児童が発生している市町村などにおける施設整備の補助率のかさ上げを行った。

さらに、2017年度においても、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、施設整備の補助率のかさ上げの継続や、放課後児童支援員の経験等に応じた新たな処遇改善の実施などに必要な予算が計上されたところである。

第4節 児童虐待防止対策、社会的養護の充実、女性保護施策の推進

1 児童虐待防止対策の取組みの推進

(1) 児童虐待の現状

児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）及び「児童福祉法」の累次の改正や、「民法等の一部を改正する法律」（平成23年）による親権停止制度の新設等により、制度的な充実が図られてきた。この間、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、2015（平成27）年度には児童虐待防止法制定直前の約8.9倍に当たる10万3,286件となっている。子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

(2) 児童虐待防止対策の取組状況

①児童虐待防止対策に関する総合調整権限について

児童虐待防止対策については、これまでも関係府省庁の協力の下、政府全体として取り組んできたところであるが、児童虐待相談対応件数は増加が続き、また、児童虐待事例が深刻化及び複雑化していることから、児童相談所、学校、警察等の関係機関の連携の強化をはじめ、子どもに関する他の施策とも連携した児童虐待防止対策を講ずることが求められている。

このため、「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について」（平成28年3月29日閣議決定）に基づき、2016（平成28）年4月以降は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律を所管している厚生労働省において、児童虐待について、関係府省庁間の必要な総合調整を行うこととなった。

これらを踏まえ、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省を始めとする関係府省庁と緊密に連携し、児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援について、政府全体で強化を図り、児童虐待防止対策を一層効果的に推進していくこととしている。

②児童福祉法等の一部を改正する法律の成立

児童虐待の現状を踏まえ、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、初めて子どもを権利の主体として法律に位置付けるなど児童福祉法の理念を

明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる「児童福祉法等の一部を改正する法律」（以下「児童福祉法等改正法」という。）が2016年5月27日に成立、同年6月3日に公布された。

③児童福祉法等改正法の円滑な施行に向けた取組み等

1947（昭和22）年の制度創設以来の抜本的な改正をした児童福祉法等改正法の円滑な施行を行うとともに、児童福祉法等改正法案の提出までに結論が出なかった子どもや家庭を巡る諸課題についてスピード感をもって検討する必要がある。さらに、児童福祉法等改正法の進捗状況を把握したり、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰するために、2016年7月以降、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」等の4つの検討会等を開催している。

本検討会等のこれまでの議論等を踏まえ、(1)児童福祉司等に義務付けられた研修等の到達目標やカリキュラム等の策定、(2)市町村における子ども等に対する必要な支援（実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等）を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の設置運営要綱の策定、(3)児童相談所と市町村が通告等により受理した「児童虐待」又は「児童虐待が疑われる」ケースに関して、共通理解や円滑な情報共有を図り、役割分担を行う指標となる「共通リスクアセスメントツール」の作成等を行うなど、施行に向けて必要な体制・基準等を構築するとともに、全国の自治体へ通知し、児童福祉法等改正法の円滑な施行に向けた取組みを促している。

④児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案の提出

児童福祉法等改正法附則第2条第2項では、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討し、必要な措置を講ずることとされている。

上記事項についての調査・検討を行うため、前述の4つの検討会等の一つである、「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」を開催し、議論を進め、2017（平成29）年1月に「児童虐待対応における司法関与の在り方について（これまでの議論の整理）」を取りまとめた。

2017年3月には、これらを踏まえ、虐待を受けている児童等の保護を図るため、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとするなど、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出し、児童虐待防止対策の更なる強化に向けて取り組むこととしている（**図表1-4-1**）。

図表 1-4-1 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨	虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。
改正の概要	<p>※昨年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。</p> <p>1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与 (児童福祉法)</p> <p>① 里親委託・施設入所の措置の承認 (児童福祉法第28条)の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。</p> <p>② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合 (在宅での養育) においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。</p> <p>③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。</p> <p>2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入 (児童福祉法)</p> <p>○ 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。</p> <p>3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 (児童虐待の防止等に関する法律)</p> <p>○ 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。</p> <p>4. その他所要の規定の整備</p>
施行期日	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日 (予定)

⑤児童相談所全国共通ダイヤルについて

児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるように、2015年7月1日から、児童相談所全国共通ダイヤルについて、これまでの10桁番号から3桁番号「189 (いちはやく)」に変更し、運用している。さらに、2016年4月に、音声ガイダンスの内容を見直し、児童相談所に電話がつながるまでの平均時間を約70秒から約30秒へ短縮した。

⑥児童虐待による死亡事例等の検証について

児童虐待による死亡事例等について、2004 (平成16) 年度より、社会保障審議会児童部会の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、児童虐待による死亡事例等について分析・検証し、事例から明らかとなった問題点、課題に対する具体的な対応策を提言として取りまとめており、2016年9月には、「子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について (第12次報告)」を取りまとめた。

第12次報告においては、心中以外の虐待死 (43例・44人) では、0歳児死亡が最も多く (約6割)、うち月齢0か月が約半数を占めること、実母が抱える問題として「予期しない妊娠/計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」が高い割合を占めること、心理的虐待による死亡事例の発生が初めて報告されたこと等が特徴としてあげられた。

(3) 児童虐待防止に向けた広報啓発の取組み

児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、2004 (平成16) 年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、関係府省庁や、地方公共団体、関係団体

等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施している。2016（平成28）年度においては、「さしのべて あなたのその手 いちはやく」を月間標語として決定し、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催（11月19日・福井県福井市）、広報用ポスター、リーフレット等の作成・配布、政府広報（新聞、インターネットテレビ）により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発した。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に民間団体（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。



2 社会的養護の充実

(1) 社会的養護の基本的方向

2016（平成28）年5月に成立した児童福祉法等改正法において、

- ・国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。
- ・ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり、又は適当でない場合にあっては、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。
- ・児童を家庭及び家庭における養育環境と同様の養育環境において養育することが適当でない場合にあっては、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

と規定されたことを踏まえ、養子縁組や里親・ファミリーホームによる家庭養護の推進等を図るとともに、児童養護施設等の施設についても小規模化や地域分散化を図ることとしている。

(2) 家庭養護及び家庭的養護の推進

社会的養護が必要な子どもは、温かく安定した環境で養育されることが望ましく、特に乳幼児期は、安定した養育環境の中で愛着関係の基礎が作られるべき大切な時期であり、子どもの最善の利益を考えれば、できる限り家庭における養育環境と同様の環境で育つということが、子どもの心身の健やかな成長、発達を図られる上で非常に重要である。

このため、児童福祉法等改正法においては、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援や、養子縁組に関する相談・支援が位置づけられた。また、養子縁組里親を法定化するとともに、養育の質について全国的に一定の水準を確保するため、研修の義務化や欠格要件、都道府県知事による名簿の作成についても、新たに法律に規定された。

これを踏まえ、家庭養護（養子縁組や里親、ファミリーホーム）を優先することを原則とするとともに、児童養護施設等での施設養護についても、施設の小規模化や、地域分散

化によりできる限り家庭的な養育環境に変えていく必要がある。

これまで、「里親支援機関事業」により里親に対する研修や相談・支援を実施しているほか、2011（平成23）年3月に策定した「里親委託ガイドライン」において、里親委託優先の原則を明示し、2012（平成24）年度から、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置するなどによる里親の孤立防止等、里親支援の体制を整備している。さらに、2017（平成29）年度予算においては、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う「里親支援事業」を創設した。

また、第192回国会において、議員立法として提出された民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）が、2016（平成28）年12月9日に成立した。同法は、養子縁組あっせん事業について許可制度とし、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、施行日は公布の日から2年以内に政令で定める日とされている。

一方、施設では、ケア形態の小規模化を図るため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設を対象とした小規模グループケアの実施や、地域小規模児童養護施設の設置を進めてきている。2012年度から、地域小規模児童養護施設等を賃貸物件を活用して運営する場合に、賃借料の一部を措置費に算定できるようにするなどしている。また、2015（平成27）年度からの15年間を推進期間とした里親等への委託及び児童養護施設等の小規模化を推進するための計画を各施設（児童養護施設、乳児院）と各自治体が策定し、当該計画に基づく地域の実情に即した計画的な取組みを行っているところである。

（3）施設を退所した子どもの自立支援策の拡充

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たり、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難に突き当たることが多いことから、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつけることが重要である。

2015（平成27）年度には、養育環境等により十分な学習機会が確保されていない児童養護施設入所児童等に対して退所後の自立支援につなげるため、学習支援の充実を図るほか、新たに自立援助ホーム入居者についても、就職に際して退居した場合に、就職支度費の支弁対象とした。

また、児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額や生活費の貸付及び児童養護施設等に入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行い、就業継続等の条件により返還を免除する「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を創設した。

また、児童福祉法等改正法において、自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が対象に追加されたことを受け、20歳到達後から22歳の年度末までの間における支援に要する費用の補助として「就学者自立生活援助事業」を創設するとともに、大学等に就学していない自立援助ホームの入所者や里親等への委託、児童養護施設等への入所措置を受けていた者についても同様に18歳（措置延長の場合は20歳）

到達後も、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで引き続き必要な支援を受けることができるよう「社会的養護自立支援事業」を創設した。

(4) 社会的養護に関する施設機能の充実

社会的養護の施設が質の高い支援を実施するためには、体制面の充実や第三者評価の適切な実施が不可欠である。このため、2011（平成23）年6月に、施設の最低基準を改正し、児童養護施設等の居室の面積基準の引上げその他の改善を行った。また、施設運営の質を向上させるため、2011年9月に施設の最低基準を改正し、第三者評価及び施設長研修を義務付けた。

第三者評価については、2012（平成24）年度から3か年度に1回以上の受審を義務化し、2015（平成27）年3月には、評価効果を上げるために基準の改定を行った。

また、社会的養護関係施設等の運営や支援の質の向上を図るため、2012年3月に、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針と里親及びファミリーホーム養育指針を策定し、2015年4月には自立援助ホーム運営指針を策定した。

2015年度には、虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう職員配置の改善や、職員の処遇改善、人材定着を図るため、民間児童養護施設等の職員給与の改善を行った。さらに2017（平成29）年度には、民間児童養護施設等の業務の困難さに応え、人材確保と育成を図るため、民間の児童養護施設職員等について2%の処遇改善を行うとともに、虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善に加え、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施することとした。

(5) 被措置児童等虐待の防止

施設入所や里親委託などの措置がとられた児童等（被措置児童等）への虐待があった場合には、児童等を保護し、適切な養育環境を確保することが必要である。また、施設や事業者を監督する立場にある都道府県等は、不適切な施設運営や事業運営について、児童福祉法に基づき適切に対応する必要がある。

このため、2009（平成21）年に施行された改正児童福祉法では、

- ①被措置児童等虐待に関する都道府県等への通告や届出
- ②通告した施設職員等に対する不利益取扱いの禁止
- ③届出通告があった場合に都道府県等が講じるべき調査等の措置

等が規定された。これを受けて厚生労働省では「被措置児童等虐待対応ガイドライン」を作成し、被措置児童等虐待の防止に取り組んでいるところである。

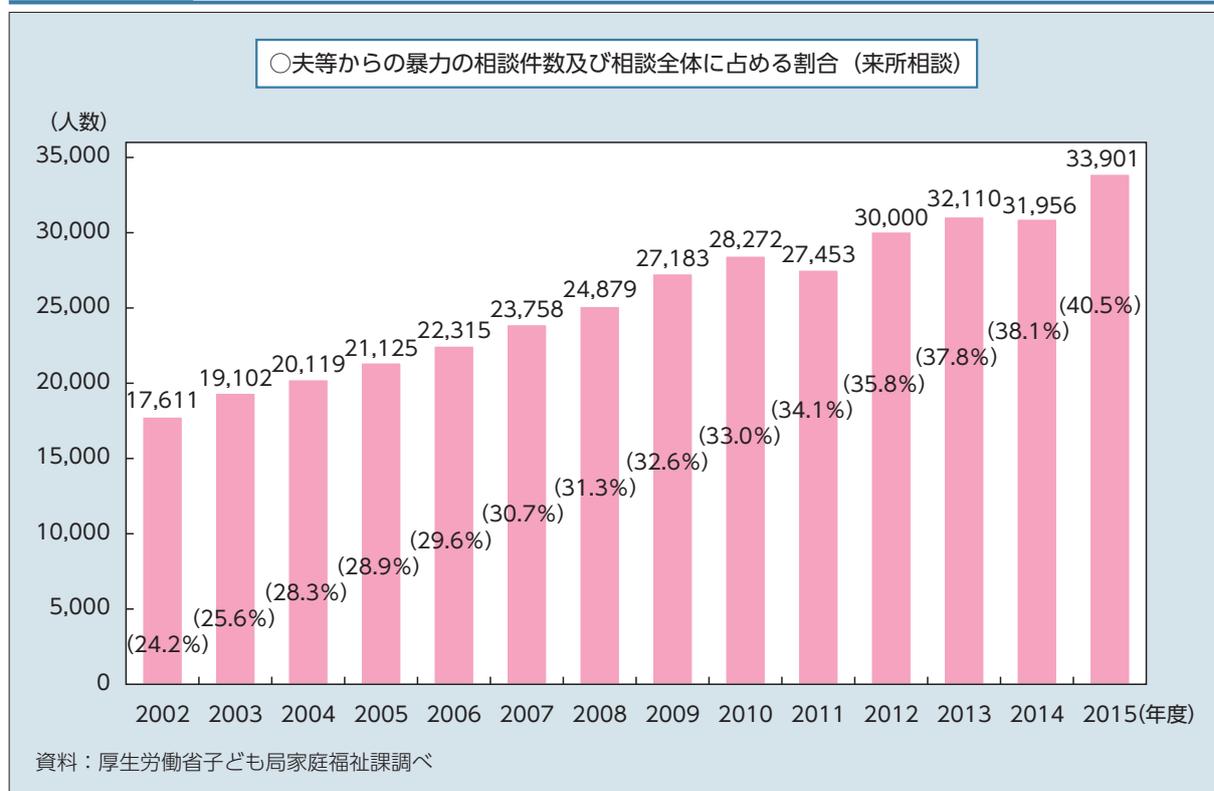
3 女性保護施策の推進

(1) 配偶者からの暴力の現状

配偶者からの暴力は、人権を著しく侵害する大きな社会問題である。2015（平成27）年度の全国の婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による女性相談者の実人員を見ても、83,718人（2014（平成26）年度83,886人）のうち、「夫等の暴力」を主訴とす

る者が33,901人（2014年度31,956人）であり、相談理由の40.5%（2014年度38.1%）を占めるなど、配偶者からの暴力被害者の割合が増加しており（図表1-4-2）、関係府省（内閣府、警察庁等）及び関係機関（配偶者暴力相談支援センター、警察、裁判所等）との密接な連携を図り、引き続き取組みの強化が必要とされている。

図表 1-4-2 婦人相談所及び婦人相談員による相談



(2) 配偶者からの暴力対策等の取組状況

配偶者からの暴力被害者等に対する相談・保護等の支援については、

- ①配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護及び民間シェルターや母子生活支援施設等一定の基準を満たす者への一時保護委託の実施
- ②婦人相談所職員や婦人相談員等の相談担当職員に対する専門研修の実施
- ③婦人相談所における休日・夜間電話相談事業の実施及び関係機関とのネットワーク整備
- ④婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設における心理療法担当職員及び同伴児童へのケアを行う指導員の配置
- ⑤婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設の夜間警備体制の強化
- ⑥婦人相談所における法的対応機能強化事業の実施
- ⑦外国人被害女性等を支援する専門通訳者養成研修事業の実施

など、各種施策を実施している。

2013（平成25）年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対しても、配偶者暴力防止法が適用されることとなった。（2014（平成26）年1月3日施行。施行後は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に

関する法律」]

2013年には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が一部改正され、「婦人相談所その他適切な施設」においてストーカー行為等の相手方（婦人相談所においては被害女性）に対する支援に努めることが明記された（2013年10月3日施行）。

また、2017（平成29）年度より、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取り組みを強化するため、福祉事務所等に配置されている婦人相談員の手当を勤務実態に応じた手当額となるよう見直すとともに、都道府県において、婦人相談員等の経験年数等に応じた研修が実施できるよう、研修実施回数の増加を図っている。また、婦人保護施設等における同伴児童対応職員の配置を拡充することにより、同伴児童に対する支援体制の強化を図るとともに、婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給することにより、自立のための就労支援の充実を図っている。

(3) 人身取引被害女性の保護

人身取引被害女性の保護については、婦人相談所においては、409名（2001（平成13）年4月1日～2016（平成28）年3月31日）の保護が行われてきたところである。

なお、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引被害女性の保護・支援を図っているところであり、婦人相談所等においても、警察、入国管理局、大使館、IOM（国際移住機関）等の関係機関と連携を図りながら、被害女性の立場に立った保護・支援を実施している。

第5節 子どもの貧困対策

2014（平成26）年8月に策定した「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、ひとり親家庭の子どもへの学習支援の充実や生活困窮者自立支援法による生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の恒久的な実施、児童養護施設の職員配置の改善など社会的養護の体制整備、ひとり親家庭の親の学び直し支援などによる就業支援などを進めた。また、こうした取り組みを含む子供の貧困対策については官公民の連携等によって国民運動として展開する必要があるため「子供の未来応援国民運動」を立ち上げ、各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備などを行った。

また、2015（平成27）年12月に開催された「子どもの貧困対策会議」において「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）を決定し、施策の更なる充実を図ることとした。

これらの取り組みにより、厳しい環境にある女性や子ども達を支援し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備を進めている。

子供の貧困率については、「平成28年国民生活基礎調査」によると、13.9%となり、前回調査の16.3%と比べて2.4ポイント改善した。また、いわゆるひとり親家庭（大人が一人で子供がいる現役世帯）の貧困率は50.8%となり、前回の54.6%と比べて3.8ポイント改善した*1。

*1 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」及び「平成25年国民生活基礎調査」

第6節 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1 ひとり親家庭を取り巻く状況

母子世帯数（未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯）は、2015（平成27）年で75万4,724世帯になっており、父子世帯数（未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯）は、同年で8万4,003世帯になっている^{*2}。

母子世帯になった理由別にみると、死別世帯が7.5%、生別世帯が92.5%になっている^{*3}。

就業の状況については、2011（平成23）年には、母子家庭の母は80.6%が就業している。このうち、常用雇用者が39.4%、臨時・パートが47.4%になっている。一方、父子家庭の父は91.3%が就業しており、このうち常用雇用者が67.2%、事業主が15.6%、臨時・パートが8.0%になっている^{*4}。

母子世帯の母自身の平均年間収入は223万円であり、児童のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額673万円と比べて低い水準となっている。一方、父子世帯の父自身の平均年間収入は380万円であり、母子世帯より高い水準にあるが、300万円未満の世帯も43.6%になっている^{*5}。

2 ひとり親家庭の自立支援の取組み

ひとり親家庭等に対する支援については、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」等に基づき、①保育所の優先入所、日常生活支援事業等の子育て・生活支援策、②母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等自立支援給付金等の就業支援策、③養育費相談支援センターの設置等の養育費の確保策、④児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付けによる経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開してきた。

しかしながら依然として、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、これらの方の自立のためには、

- ・支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
- ・複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
- ・ひとりで過ごす時間が多い子ども達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
- ・安定した就労による自立の実現

が必要である。

このため、2015（平成27）年12月に「すくすくサポート・プロジェクト」を策定し、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実している（図表1-6-1）。

具体的には、①支援につながる、②生活を応援、③学びを応援、④仕事を応援、⑤住ま

*2 総務省「国勢調査」（2015年）

*3 厚生労働省「全国母子世帯等調査」（2011年）

*4 厚生労働省「全国母子世帯等調査」（2011年）

*5 厚生労働省「全国母子世帯等調査」（2011年）、児童のいる世帯については厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」

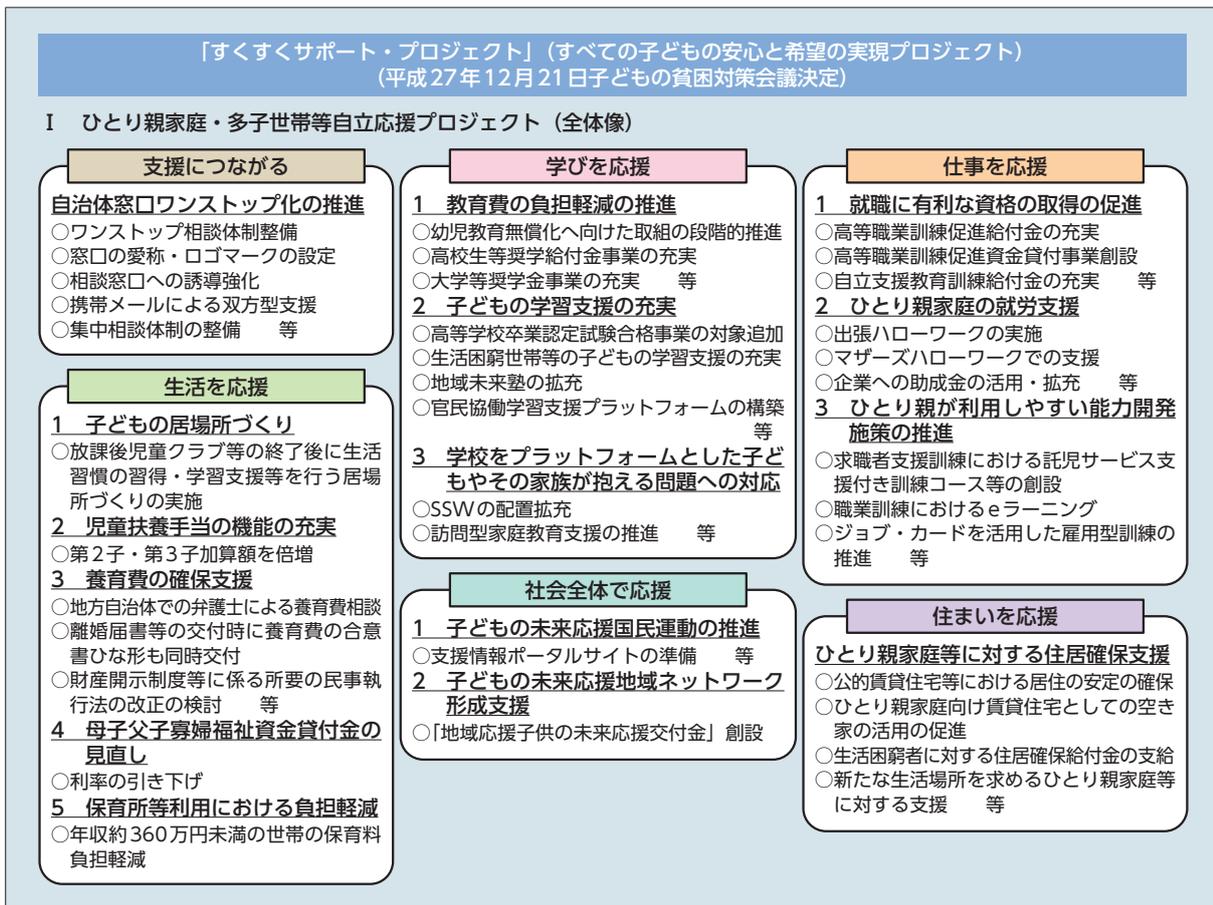
いを応援、⑥社会全体で応援という6つの柱に沿って、

- ・自治体の相談窓口のワンストップ化の推進
- ・放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりの実施
- ・児童扶養手当の機能の充実
- ・教育費負担軽減など、子どもの学習支援の充実
- ・高等職業訓練促進給付金の充実など、就職に有利な資格の取得の促進
- ・ひとり親家庭等に対する住居確保の支援
- ・「子供の未来応援国民運動」の推進

などを推進している。

児童扶養手当の機能の充実については、第2子・第3子以降の加算額を最大で倍増させる「児童扶養手当法等の一部を改正する法律」が、第190回通常国会で成立し、2016（平成28）年8月1日から施行されている。

図表 1-6-1 ひとり親家庭等の自立支援策の体系



第7節 母子保健医療対策の推進

1 地域における切れ目のない妊娠・出産支援の強化

地域のつながりの希薄化等から、地域において妊産婦の方やその家族を支える力が弱くなっているとの指摘がある。より身近な場で妊産婦等を支える仕組みが必要であることから、妊娠・出産を経て子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことが重要である。このため、2015（平成27）年度から、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターを立ち上げ、保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを作成するとともに、関係機関と連携することにより、妊産婦等に対し切れ目のない支援を提供する体制の構築に向けて取り組んでいるところである。ニッポン一億総活躍プラン等において、今後、おおむね2020年度末までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指すこととしており、同センターを法定化する改正母子保健法が2017（平成29）年4月から施行された。さらに、特に支援が必要とされる産前・産後の時期において助産師等による相談支援を行う「産前・産後サポート事業」や、退院直後の母子の心身のケアを行う「産後ケア事業」の推進を図っている。

2 不妊に悩む夫婦への支援

経済的な負担が大きい体外受精と顕微受精については、2004（平成16）年度から、費用の一部の助成を行っている。この助成事業については、2009（平成21）年度から助成額の治療1回当たり上限額を15万円まで、2011（平成23）年度から、1年度目の助成対象回数を年3回まで拡大するとともに、2013（平成25）年度には、一部助成単価の適正化を図っている（2014（平成26）年度支給実績：152,320件）。

2013年度には助成事業の今後のあり方についての検討会を開催し、不妊治療に係る医学的知見を踏まえ、より安心・安全な妊娠・出産に資するよう、助成対象範囲の見直しを行い、2014年度から見直しの一部実施、2016（平成28）年度から見直しを全面実施し、対象年齢を43歳未満、通算助成回数を6回（助成開始年齢が40歳以上の場合は3回）とし、年間助成回数の制限を撤廃した。さらに、2016年1月から、早期の受診を促すため、出産に至る割合が多い初回治療の助成額を15万円から30万円に拡充するとともに、不妊の原因が男性にある場合に精子回収を目的とした手術療法を実施した場合、更に15万円を上限に上乗せして助成している。

さらに、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している。

3 子どもの心の健康支援等

様々な子どもの心の問題等に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図る「子どもの心の診療ネットワーク事業」を実施している。

また、入院を必要とする未熟児に対しては、その養育に必要な医療の給付等を行っており、2013（平成25）年度からは事務の実施権限が都道府県、政令市及び特別区から市区町村に移譲された。

これらのほか、新生児スクリーニングとして、先天性代謝異常等の早期発見・早期治療を図るための都道府県における先天性代謝異常等検査や、聴覚障害の早期発見・早期療育を図るための市区町村における新生児聴覚検査の確実な実施に向け取組みを促している。

4 妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減

妊婦健康診査については、2013（平成25）年度以降、実施に必要な回数及び項目につき地方財源を確保し、地方交付税措置を講じている。また、妊婦健康診査が、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つに位置づけられたことに伴い、妊婦に対する健康診査の望ましい基準（平成27年厚生労働省告示第226号）を定め、妊婦健康診査における望ましい検査項目や内容等について定めている。

加えて、出産育児一時金制度については2011（平成23）年4月以降、支給額を原則42万円にしている。

5 「健やか親子21」の推進

「健やか親子21」は、21世紀の母子保健の取組みの方向性と目標を示し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動であり、2001（平成13）年から取組みを開始した。

「健やか親子21（第2次）」（2015（平成27）年度～2024年度）では、3つの基盤課題と2つの重点課題^{*6}を設定し、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けて取り組むこととしている。なお、この取組みの一環である「マタニティマーク」については2017（平成29）年3月で11周年を迎えた。これからの10年に向け、マークの意味を正しく理解していただく等の取組みを進める「マタニティマーク ファクトブック」を作成し公表した。引き続き妊産婦にやさしい環境づくりを推進していく。

第8節 仕事と育児の両立支援策の推進

1 現状

育児・介護期は特に仕事と家庭の両立が困難であることから、労働者の継続就業を図るため、仕事と家庭の両立支援策を重点的に推進する必要がある。

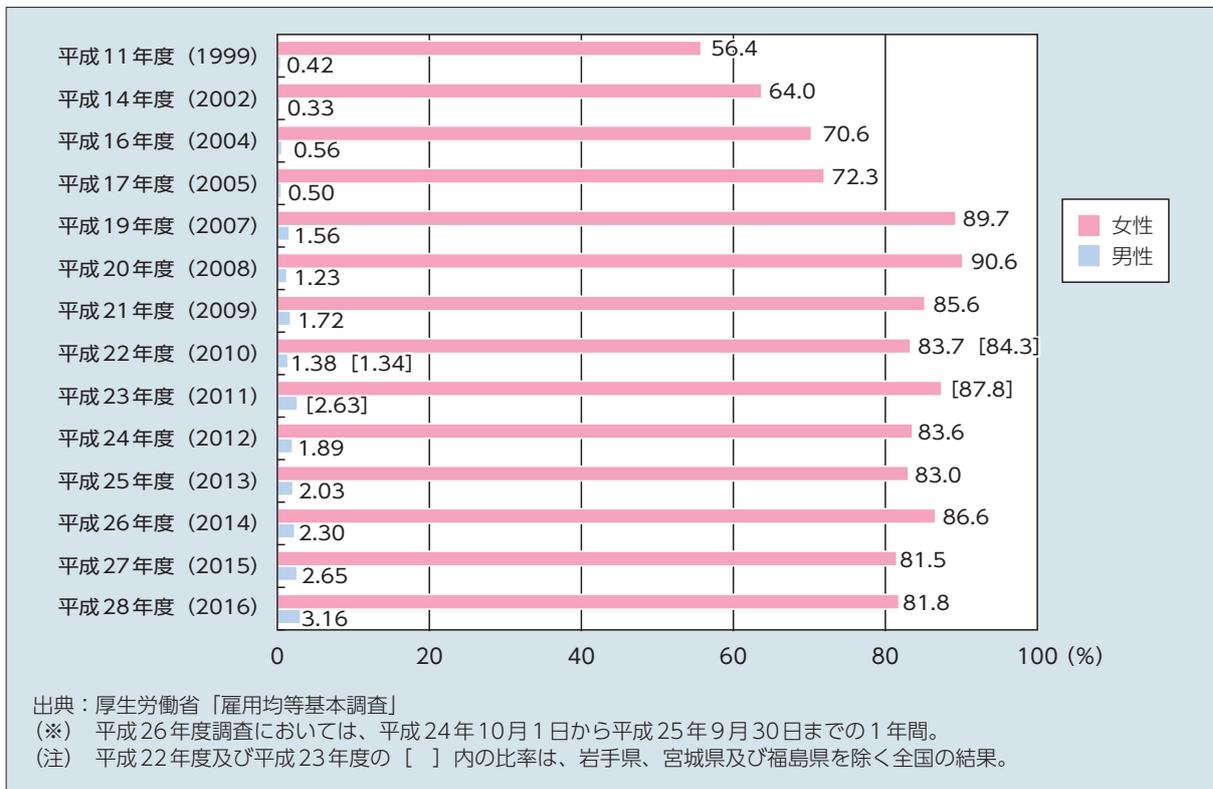
直近の調査では、女性の育児休業取得率は81.8%（2016（平成28）年度）と、育児休業制度の着実な定着が図られている（[図表1-8-1](#)）。しかし、第1子出産後の女性の継続就業割合をみると、53.1%（2015（平成27）年度）となっており、いまだに半数近く

^{*6} 「健やか親子21（第2次）」の課題は、以下の通り。
基盤課題A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
重点課題①育てにくさを感じる親に寄り添う支援
重点課題②妊娠期からの児童虐待防止対策

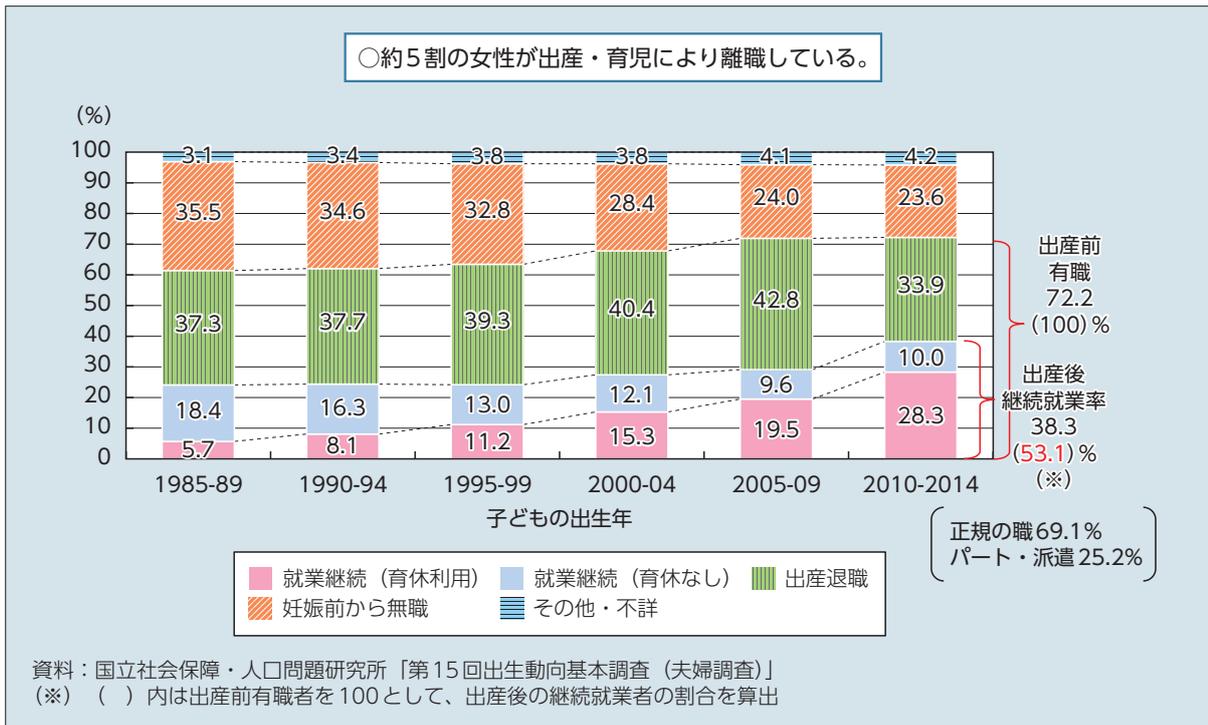
の女性が出産を機に離職している（図表1-8-2）。

また、男性の約3割が育児休業を取得したいと考えているとのデータもある中、実際の取得率は3.16%（2016年度）にとどまっている。さらに、男性の子育てや家事に費やす時間も先進国中最低の水準である。こうした男女とも仕事と生活の調和をとることが難しい状況が女性の継続就業を困難にし、少子化の原因の一つになっていると考えられる。

図表 1-8-1 育児休業取得率の推移



図表1-8-2 第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化



2 育児・介護休業法

こうした状況の中、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下、「育児・介護休業法」という。）において、短時間勤務制度や所定外労働の制限の義務化のほか、父母がともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス）、父親が配偶者の出産後8週間以内に育児休業を取得した場合に再度の育児休業の取得を可能とする等、父親の育児休業取得を促進するための制度が規定されている。

また、2017（平成29）年1月から、有期契約労働者の育児休業の取得要件緩和や、子の看護休暇の半日単位での取得などを可能とする改正育児・介護休業法が施行されている。

この改正内容を含めた育児・介護休業法の定着を図るとともに、育児・介護休業や短時間勤務制度等の両立支援制度を安心して利用できる職場環境の整備を支援している。

さらに、都市部を中心に待機児童が多く見られることが背景となり、子が1歳6か月に達するまで育児休業を取得してもなお保育所に入れず、やむを得ず離職する方が一定数いることから、同様の場合に、緊急的なセーフティネットとして、最長で子が2歳に達するまで育児休業を延長できることのほか、男性の育児休業取得の促進等のため、事業主に対して育児休業等を従業員に個別に周知すること、子が小学校就学前まで利用できる育児目的の休暇を設けることを努力義務とする育児・介護休業法の改正を含む「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、2017年10月1日より施行されることとなっている。

3 企業における次世代育成支援の取組み

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」という。）に基づき、国、地方公共団体、事業主、国民が

それぞれの立場で次世代育成支援を進めている（図表1-8-3、図表1-8-4）。

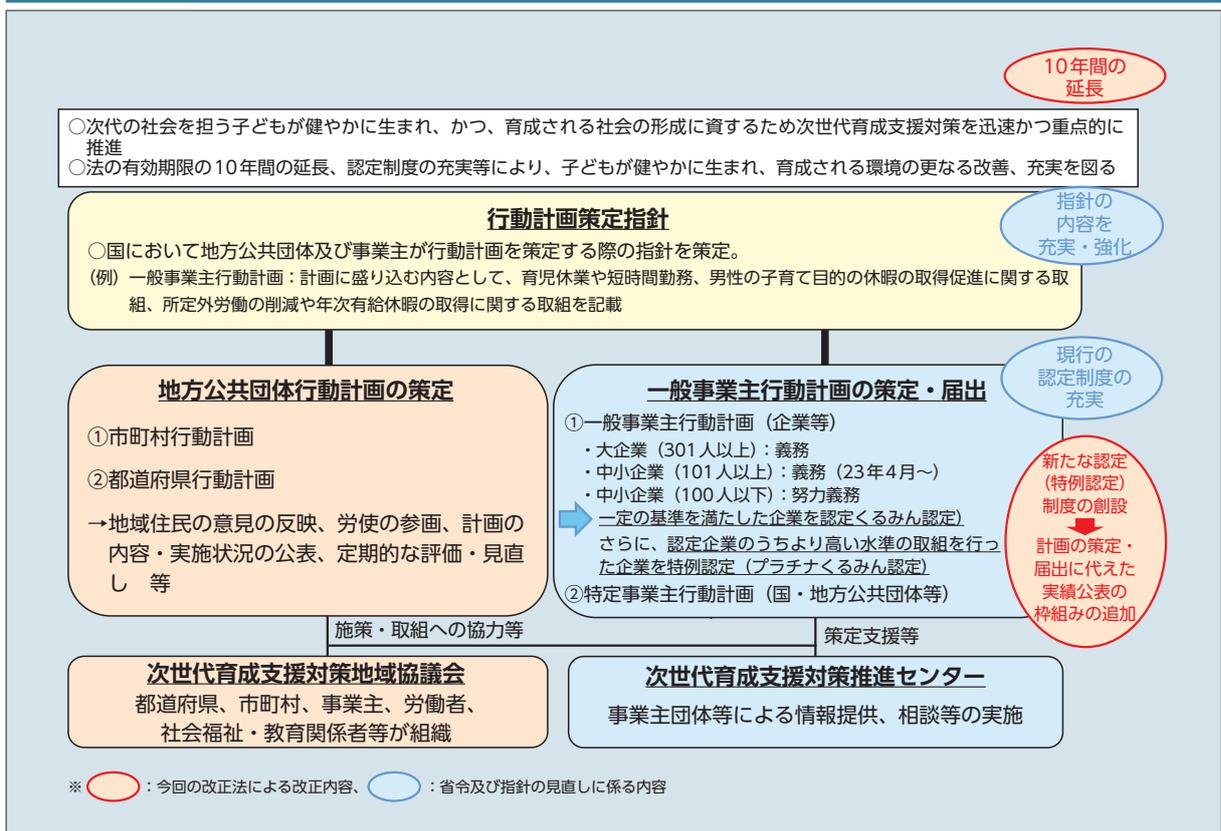
地域や企業の子育て支援に関する取組みを促進するため、常時雇用する従業員数が101人以上の企業に対し、一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の策定・届出等を義務づけ、次世代育成支援対策推進センター（行動計画の策定・実施を支援するため指定された事業主団体等）、労使団体及び地方公共団体等と連携し、行動計画の策定・届出等の促進を図っている。

また、適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受け、認定マーク（愛称：くるみん）を使用することができる。

2015（平成27）年4月1日からはくるみん認定を受けた企業のうち、より高い水準の両立支援の取組みを行い、一定の要件を満たした場合に認定を受けられる特例認定（プラチナくるみん認定）制度が施行されており、特例認定を受けた企業は認定マーク（愛称：プラチナくるみん）を使用することができる。

図表 1-8-3

次世代育成支援対策推進法の概要と改正のポイント
（平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法を、10年間延長）



この認定制度及び認定マークの認知度を高めるため、認定企業の取組事例や認定を受けるメリット等を積極的に紹介するとともに、認定企業に対する税制上の優遇措置や公共調達における加点評価について、幅広く周知し、認定の取得促進を図っていく。

また、2017（平成29）年4月には、多方面から子育てサポートに取り組む企業を認定するため、労働時間に関する基準の追加、男性の育児休業取得に関する基準の厳格化、関係法令に違反する重大な事実の範囲の拡大など、認定基準等の見直しを行った。

図表 1-8-4 企業における次世代育成対策推進の取組み状況



4 仕事と家庭を両立しやすい環境整備の支援

育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主を支援するため、両立支援等助成金を支給している。

①事業所内保育施設コース

労働者のための事業所内保育施設を設置・運営等したとき

②出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じたとき

③介護離職防止支援コース

仕事と介護の両立のための職場環境整備に関する取組みを行うとともに、介護休業の取得・職場復帰や仕事と介護の両立のための勤務制度の円滑な利用のための取組みを行ったとき

④育児休業等支援コース

・育休取得時

育休復帰支援プランを作成した上で、プランに基づく取組みを実施し、労働者が育児休業を取得したとき

・職場復帰時

「育休取得時」の対象労働者を原職等に復帰させたとき

・代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、同育児休業取得者を原職等に復帰させたとき

⑤再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用したとき

また、インターネットで設問に答えると自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を点検・評価することができる両立指標や両立支援を積極的に取り組んでいる企業の取組み等

を掲載したサイト「女性の活躍・両立支援総合サイト」*7による効果的・効率的な情報提供等により、仕事と家庭の両立に向けた企業の自主的な取組みを促進している。

さらに、事業主が労働者の育児休業の取得及び育児休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するために策定する「育休復帰支援プラン」の普及を図っている。また、労働者が育児休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために、育児休業給付金を支給している。

加えて、仕事と育児・介護等との両立支援のための取組みを積極的に行って成果を上げている企業に対し、公募で「均等・両立推進企業表彰」を実施し、その取組みを広く周知することにより、労働者が仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を促進している。2016（平成28）年度はファミリー・フレンドリー企業部門厚生労働大臣優良賞を大和証券株式会社、社会医療法人明和会医療福祉センター、株式会社リコーが受賞した。

このほか、育児を積極的に行う男性「イクメン」を応援し、男性の育児休業取得を促進する「イクメンプロジェクト」を実施している。男性の仕事と育児の両立を積極的に促進する企業を対象とした「イクメン企業アワード」、管理職を対象とした「イクボスアワード」等表彰の実施のほか、人事労務担当者向けセミナーの実施や啓発用動画の作成、企業の事例集等広報資料の作成・配付、公式サイト等の運営等により男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指している。

さらに、職場における母性健康管理を推進するため、企業や女性労働者に対して母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」の運営等を行っている。

*7 「女性の活躍・両立支援総合サイト」 ホームページ <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>